









# 生活福祉資金 貸付制度

## ご案内

-  福祉資金 福祉費
-  福祉資金 緊急小口資金
-  教育支援資金
-  総合支援資金
-  不動産担保型生活資金
-  要保護世帯向け不動産担保型生活資金
-  臨時特例つなぎ資金
-  償還について

社会福祉法人  
沖縄県社会福祉協議会

# 1 生活福祉資金とは

## 1. 目的

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯等に対し、資金貸付と相談・支援により世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。

- この制度は貸付であり、**給付ではありません**。貸付後の償還（返済）計画を一緒に検討していただく必要があります。※**世帯単位での貸付制度です**。（住民票上世帯が別であっても、同居している場合は同世帯とみなします。詳しくは相談員にお聞きください。）
- 申込者（借受人）は原則として生計中心者となります。
- 他方、他制度（日本学生支援機構、母子父子寡婦福祉資金、沖縄振興開発金融公庫等）の利用が優先されます。

- 世帯に対し、生活の安定や経済的自立を支援するため、世帯の家計状況を詳しくお伺いします。
- 生活福祉資金貸付制度（本制度）を利用することについて、世帯の皆様にご理解いただく必要があります。
- 自立相談支援機関や民生委員、社協相談員との相談や支援を受けることができない、受けたくないという場合には貸付を行うことができません。

## 2. 貸付対象となる世帯

対象世帯は、いずれかに該当する世帯です。ただし、資金種類により異なります。

低所得世帯	世帯の所得が一定の所得以下（生活保護基準額の1.75倍以内）の世帯、必要な資金について他から融資を受けることができない世帯。
障害者世帯	「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかの交付を受けた方の属する世帯。（現に障害者総合支援法によるサービスを利用している等、これと同程度と認められる方を含みます。）
高齢者世帯	日常生活上、療養または介護を必要とする65歳以上の高齢者が属する世帯。

だきます。なお、住民票の現住所と実際生活している居住地が一致していることを原則とします。

### 【生活保護世帯の場合】

福祉事務所長が特に必要と認めている場合に限りです。借入を希望される場合は、必ず福祉事務所へご相談してください。

### 【外国人の借入申込の場合】

次の①・②の両方を満たすことが必要です。

- ①特別永住者または一定の在留資格を有すること。
- ②現在地に6カ月以上移住し、将来とも永住する確実な見込みがあること。

### 【破産・民事再生など債務整理を行っている場合】

破産、民事再生など債務整理の手続き中の方やその予定のある方へ貸付はできません。

破産後の免責が決定していない方は貸付できません。

ただし、破産免責が決定している場合は貸付対象となる場合もありますので、「免責決定」の証明の写しを添付してください。破産免責決定を受けてから1年未満の方、民事再生計画や債務整理計画に基づく返済義務がある方は、連帯借受人または連帯保証人の追加を貸付条件とする場合があります。

### 【本制度における「世帯」についての考え方】

本制度においては、生計を同一にしている家族を一つの「世帯」と考えます。電気・ガス・水道のメーターが別である二世帯住宅で生活している場合を除き、同じ住居で生活している親族・家族は同一世帯であると考えます。そのため世帯収入の確認においては、生計が同一であるご家族等について確認させていた

## 3. 貸付できない世帯の例

- 資金の利用目的があいまいであったり、健全性が疑わしい申込の世帯
- 償還時に、少なくとも生活保護基準以上を維持できるだけの収入、見込みが立てられない方
- 多額の負債を抱えており、返済の見通しが無い世帯
- 沖縄県及び全国の社会福祉協議会（以下、社協と略します）が行う生活福祉資金、離職者支援資金、その他貸付事業の連帯保証人になられている方
- 沖縄県及び全国の社協が行う生活福祉資金、その他貸付事業の貸付金を借入れて、償還免除を受けた方や世帯
- 沖縄県及び全国の社協が行う生活福祉資金、その他貸付事業の貸付金を借入れて、滞納している世帯
- 暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条6号）が属する世帯

## 4. 審査について

申込内容の審査があります。審査結果の理由は一切お答え致しかねます。

## 2 民生委員による相談支援

申込時に、市町村社協が必要と判断した場合は、地域の民生委員による面接があります。貸付から償還（返済）完了までの間、民生委員が借受世帯の生活全般にわたる相談支援を行います。（総合支援金・緊急小口資金は、民生委員による支援を省略します。） 民生委員は、各地域で住民の立場に立って相談に応じ、借受世帯の生活問題の解決に向けて、必要な支援を行います。また、関係行政機関の業務に協力する活動を行っています。

## 3 個人情報取扱

社協では、制度を利用される方の相談・支援を目的に、個人情報を取得、利用、保有します。また、事業の目的を達成するために、必要な範囲で、全国及び都道府県・市区町村社協、自治体、生活困窮自立相談支援機関等の関係機関に照合し、個人情報を提供または取得することがあります。

## 4 申込方法や手続き

① 申込相談窓口

お住いの市町村社協または民生委員にお気軽にご相談ください。

② 申込に必要な書類

※転宅資金の借入を希望する場合の相談窓口は、県内は居住している市町村社協、県外は転居先（住所地）の市町村社協が相談窓口となります。

① 借入申込書

② 借入申込世帯全員の住民票（原則として、直近3ヶ月以内のもの）

③ 収入証明書類（申込者及び申込世帯成人している方全員、連帯借入申込者、連帯保証申込者の収入証明）

（例）市町村長発行の「県・市町村民税課税証明書」、自営業者は「確定申告書」「収入内訳表」  
雇用主発行の「源泉徴収票」や「給与証明書」直近3カ月分の「給与明細」

④ 資金種類ごとに必要な添付書類

※申込に必要な証明の取得手数料、交通費等は全て借入申込者の負担となります。

※資金使途、世帯状況により、追加の添付書類を求める場合があります。

① 連帯保証人は原則として1名必要です。連帯保証人を立てられる場合は無利子、立てられない場合は年1.5%の貸付利子がかかります。（教育支援資金は連帯借受人を条件とします。緊急小口資金は無利子です。）

② 連帯保証人は、原則として沖縄県内に居住し、65歳以下でかつ借受世帯の生活の自立と安定のための支援と協力を熱意を有する方とします。また、連帯責任を負うに足る資金・収入を確認するため、収入証明が必要です。（連帯保証人が沖縄県外に居住する場合は、窓口でご相談ください。）※申込者と別世帯

③ 本資金の借受人や連帯借受人、生活保護受給者は連帯保証人になれません。

④ 沖縄県社協が必要と判断した場合は、連帯保証人の追加を求めることがあります。

「借入申込書」は、借入申込者、連帯借入申込者、親権者、連帯保証申込者のそれぞれの自筆による署名・実印による捺印が必要です。（未成年者は認印でも可）

貸付契約に関する一切の書類は、印鑑登録証明書に記載されている本名を記載します。

通称名の使用を希望されるときは、本名記載の右側にカッコ内に記載するものとします。

世帯の負債状況は正しく申告いただき、借入申込書には負債の有無、残高等を必ず記載してください。

③ 連帯保証人

④ 借入申込書の記入

⑤ 申込契約に用いる氏名

⑥ 負債の申告

## 5 相談・貸付から返済まで

① 相談

本資金は「世帯への貸付」という考え方をとっています。市町村社協では、相談者ご本人だけでなく、ご家族の状況・収入・負債などの世帯状況や、借入の必要性などについて詳しくお聞きします。

② 申込書類の準備

相談により、資金の申込が適切と判断された場合に、必要書類をそろえてください。必要書類は、資金の利用目的や世帯の状況によって異なります。

また、相談内容により、追加書類の提出をお願いすることがあります。

② 申込書類の準備

		該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> してください
必要書類等	収入を証明する書類 (世帯全員分)	<input type="checkbox"/> 源泉徴収票 <input type="checkbox"/> 直近3カ月分の給与証明書 <input type="checkbox"/> 児童手当に関する書類 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当に関する書類 <input type="checkbox"/> 公的年金に関する書類 <input type="checkbox"/> 確定申告書及び収支内訳書 <input type="checkbox"/> 県・市町村課税証明書 <input type="checkbox"/> ( )
	本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 学生証・生徒証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード【表面のみ】 <input type="checkbox"/> ( )
	住民票(本籍地・筆頭者有) (原則3カ月以内のもの)	<input type="checkbox"/> 借入申込者世帯全員分 <input type="checkbox"/> 連帯保証申込者
	障害者世帯の場合	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳
	外国人の場合	<input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書
	破産歴等がある場合	<input type="checkbox"/> 自己破産免責許可決定通知書 <input type="checkbox"/> 民事再生計画の認可決定書 <input type="checkbox"/> ( )
必要経費のわかる書類	<input type="checkbox"/> 学校発行のパンフレット <input type="checkbox"/> 証明書等(合格通知書・在学証明書) <input type="checkbox"/> 必要経費の見積書 <input type="checkbox"/> ( )	

③ 借入申込書の提出

借入申込書・必要書類を市町村社協に提出してください。  
**民生委員との面談**: 必要に応じて、民生委員が面談し、資金借入の必要性や世帯の状況についてお聞きします。  
**副申書(意見書)の依頼**: 生活保護世帯の場合、福祉事務所の副申書が必要となります。

④ 貸付審査

市町村社協は、借入申込書一式を沖縄県社協に提出し、沖縄県社協において審査を行います。審査中に、追加の聞き取りや書類の提出等をお願いする場合があります。

⑤ 貸付決定

市町村社協を通じて、貸付の可否を通知でお知らせします。  
 審査の結果により、貸付ができない場合があります。**(不承認理由は開示致しかねます)**

⑥ 借用書の記入

市町村社協で借用書の記入をします。借用書は市町村社協職員の面前で交わし、借受人、連帯借受人及び連帯保証人の自筆署名と実印により捺印します。また、償還(返済)意思や保証意思の確認を行います。  
 ※必ず、借用書の裏面を確認後、捺印をしてください。

		該当するものに <input checked="" type="checkbox"/> してください
必要書類等	本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 学生証・生徒証明書 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード【表面のみ】 <input type="checkbox"/> ( )
	印鑑登録証明書	<input type="checkbox"/> 借受人 <input type="checkbox"/> 連帯借受人 <input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 親権者
	実印※未成年者は認印可	<input type="checkbox"/> 借受人 <input type="checkbox"/> 連帯借受人 <input type="checkbox"/> 連帯保証人 <input type="checkbox"/> 親権者
	貸付金振込口座の通帳等	<input type="checkbox"/> 預金口座振替依頼書兼自動払込利用申込書

⑦ 資金の交付

市町村社協から沖縄県社協に借用書等が到着後、借受人口座へ直接送金します。資金によっては、支払先業者等の口座に送金することを貸付条件とする場合があります。

(送金予定日は送金のお知らせにてご確認ください)

⑧ 送金後の使途報告

すべての貸付金は、資金使途の確認のため、領収証等の写しの提出が必要です。  
**支払い確認が取れない場合は、使途不明として一括償還を求める場合があります。**

⑨ 据置期間

償還(返済)開始の3カ月前に「償還開始のお知らせ」を送ります。返済開始月や振替口座などを確認してください。

※緊急小口資金の場合は、「生活福祉資金(緊急小口資金)貸付資金交付のお知らせ」で返済開始月をお知らせします。

⑩ 償還(返済)

- ・貸付決定時に定めた返済期間・回数で返済していただきます。
- ・返済方法は、原則として金融機関(琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、農業協同組合、郵便局)からの口座引落となります。
- ・口座振替日は毎月20日です。(休日の場合は翌営業日)
- ・住所、氏名等に変更があった場合や、返済が厳しい場合には、必ず市町村社協までご連絡ください。

⑪ 償還(完了)

返済完了後、「償還完了のお知らせ」を送ります。

# 生活福祉資金貸付制度のご案内 目次

## 生活福祉資金の種類と対象世帯・借入ケース例

### 資金種類と対象世帯

#### 1-1.福祉資金 福祉費

低所得世帯

障害者世帯

高齢者世帯

生活保護世帯

※詳しくは7ページ

#### 1-2.福祉資金 緊急小口資金

低所得世帯

障害者世帯

高齢者世帯

※詳しくは9ページ

### 2.教育支援資金

低所得世帯

生活保護世帯

※詳しくは10ページ

### 3.総合支援資金

低所得世帯

・失業者含む

・失業等給付、生活保護、年金等のほかの公的給付等を受けている場合は、対象となりません。

※詳しくは11ページ

#### 4-1.不動産担保型生活資金

高齢者世帯

※詳しくは12ページ

#### 4-2.要保護世帯向け不動産担保型生活資金

※福祉事務所で貸付が適正と判断された世帯

要保護の高齢者世帯

高齢者生活保護世帯

※詳しくは13ページ

### 5.臨時特例つなぎ資金

低所得世帯

※詳しくは14ページ

#### 償還について

※詳しくは15ページ

### 借入ケース例

- ①就職をするために資格を取りたい。
- ②福祉機器を購入したい。
- ③葬儀・出産等の費用が不足している。
- ④引越の費用が足りない。(転宅費)
- ⑤日常生活上一時的に必要な家電製品等購入費用が不足している。
- ⑥住宅の増改築、補修等の費用が不足している。
- ⑦医療費が不足している。
- ⑧障害者の日常生活の便宜を図るため車を購入したい。
- ⑨介護保険料、介護保険サービス利用料が一時的に不足している。
- ⑩療養・介護期間の生活費が不足する。
- ⑪火事で家財が焼けた。洪水で家が流された。

- ①医療費等の支払いによって臨時的に生活費が必要。
- ②火災等の災害にあった。
- ③年金、公的給付等の支給開始までの生活費が必要。
- ④公共料金の滞納により日常生活に支障が生じている。
- ⑤その他これらと同等のやむを得ない事由で、緊急性・必要性が高いとき。

- ①高校・短大・大学・専門学校の就学費用を借りたい。
- ②授業料、校納金等が不足している。
- ③入学金・制服・カバン等の購入費が不足している。

- ①失業等により、世帯の生活の維持ができなくなった。
- ②就職するまでの当面の間の生活資金が不足している。
- ③公共料金を滞納しており、住居の退去を求められたり、電気・ガス・水道が止められるおそれがある。
- ④住宅の賃貸契約の費用が不足している。

- ①自宅を担保に生活資金を借りたい。

- ①自宅を担保に生活資金を借りたい。

- ①公的な給付・公的な貸付の交付を受け取るまでの生活費を借りたい。

# 生活福祉資金 貸付制度のご案内

## 1-1.福祉資金 福祉費

日常生活を送る上で、または自立生活を送るために一時的に必要と見込まれる経費を貸付ける資金です。

## 1-2.福祉資金 緊急小口資金

緊急かつ一時的に生活の維持が困難となった場合の少額費用を貸付ける資金です。

## 2.教育支援資金

教育支援資金は、高等学校、大学(短期大学及び専門学校(専修学校専門課程)の専門課程を含む)、または高等専門学校に修学するのに必要な経費を貸付する資金です。

## 3.総合支援資金

失業が主な原因により、日常生活全般に困難を抱えて、生活の立て直しのために継続的な相談支援(就労支援、家計改善支援等)と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯が対象。  
総合支援資金には、「生活支援費」「住民入居費」「一時生活再建費」の3つがあります。

## 4-1.不動産担保型 生活資金

不動産担保型生活資金は、今お住いの居住用不動産を担保に生活費を貸付する資金です。

## 4-2.要保護世帯向け不動産担保型生活資金

要保護世帯向け不動産担保型生活資金は、現に生活保護を受給されている高齢者世帯、または要保護の高齢者世帯を対象に、今お住いの居住用不動産を担保に生活費を貸付する資金です。

※要保護の高齢者世帯とは、本資金の貸付けがなければ生活保護の適用を受ける生活状況にあると保護の実施期間が認める世帯

## 5.臨時特例つなぎ資金





# 1-1. 福祉資金 福祉費

## 対象となる世帯

- 低所得世帯（低） ● 障害者世帯（障） ● 高齢者世帯（高） ● 生活保護世帯（生）

## 借入ケース例

- ①引越の費用が不足している。（転宅費）
- ②葬儀・出産等の費用が不足している。
- ③住宅の増改築、補修等の費用が不足している。
- ④日常生活上一時的に必要な家電製品等の購入費用が必要。
- ⑤療養・介護期間の生活費が不足する。
- ⑥障害者の日常生活の便宜を図るため自動車を購入したい。
- ⑦介護保険料、介護保険サービス利用料が一時的に不足している。
- ⑧火事で家財が焼けた。洪水で家が流された。  
※購入済みのものや発注、着工済み、  
支払い済みの経費は貸付対象となりません。
- ⑨福祉機器を購入したい。
- ⑩就職をするために資格を取りたい。
- ⑪医療費が不足している。



据置期間：貸付の日から6カ月以内（分割による交付の場合には最終日から6カ月以内）

貸付利率：連帯保証人を立てる場合は無利率、連帯保証人がいない場合は据置期間経過後 年 1.5%

## 必要な書類

内 容	対象者	書 類
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者 連帯借受人 連帯保証人	●世帯全員が記載されている住民票（本籍地記載）及び申込者・連帯借受人の本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード【表面のみ】等）連帯保証人の住民票（本籍地記載）、本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード【表面のみ】等）
借入申込者世帯の所得がわかる書類		●世帯全員（成人している）の源泉徴収票、所得証明書等 ※現在の収入が上記の書類と異なる場合は、直近の給与明細等（3カ月程度） ※年金等の場合は、通知書の写しなど年金額のわかる書類
障害者世帯	世帯に 属する者	障害者手帳等の写し （特に必要な場合）福祉事務所の意見書等
生活保護世帯	借入申込者	福祉事務所の意見書

## 対象経費別の貸付限度額・償還期間の目安

### 技能習得費【各種学校への通学等に必要な費用等】

対象世帯：低・障・生

貸付限度額	技能を取得する期間によって変わります。 6月程度／130万円以内 1年程度／220万円以内 2年程度／400万円以内 3年程度／580万円以内
償還期間	8年以内
添付書類	技能習得の場合 入校許可証または在校証明書、技能や資格の習得期間が記載された書類 運転免許取得の場合 自動車学校の経費見積書

### 就職、技能習得の支度費【就職等に伴う支度費用等】

対象世帯：低・障・生

貸付限度額	50万円以内
償還期間	3年以内
添付書類	就職の場合 必要経費の見積書等、内定通知書または採用通知書の写し 技能習得の場合 必要経費の見積書等

### 負傷・疾病・療養費

対象世帯：低・高

貸付限度額	療養期間によって変わります。 1年未満／170万円以内 1年以上1年6か月以内で世帯の自立に必要な場合／230万円以内
償還期間	5年以内
添付書類	所定の「診断並びに所要経費概算見込書」、所定の「世帯収支内訳書」（生活費が必要場合）

### 介護サービス、障害サービス費

対象世帯：低・障・高

貸付限度額	サービス利用期間によって変わります。 1年未満／170万円以内 1年以上1年6か月以内で世帯の自立に必要な場合／230万円以内
償還期間	5年以内
添付書類	利用負担額が記載された書類の写し、ケアプラン等、所定の「世帯収支内訳書」（生活費が必要場合）

### 住宅の移転費、給排水設置費 対象世帯：低・障・生

貸付限度額	50万円以内
償還期間	3年以内
添付書類	必要経費の見積書等

### 住宅の増改築 対象世帯：低・障・高

貸付限度額	250万円以内（総経費の内1割の自己資金が必要）
償還期間	7年以内
添付書類	所有不動産であることがわかる書類、所定の「住宅改修計画書」、必要経費の見積書、現状建物の写真（※工事の該当部分わかるもの）

### 障害者自動車購入費 対象世帯：障

貸付限度額	250万円以内（総経費の内1割の自己資金が必要）
償還期間	8年以内
添付書類	自動車購入費用の内訳がわかる見積書、運転免許証のコピー

### 福祉用具購入費 対象世帯：障・高

貸付限度額	170万円以内
償還期間	8年以内
添付書類	機械・用具等の見積書

### 冠婚葬祭費 対象世帯：低・障・高・生

貸付限度額	50万円以内
償還期間	3年以内
添付書類	葬儀費用 死亡診断書等、必要経費の見積書等 出産費用 出産証明書（親子手帳等）、所定の「診断並びに所要経費概算見込書」

### 災害を受けた事による臨時費 対象世帯：低

貸付限度額	150万円以内
償還期間	7年以内
添付書類	官公庁が発行する被災証明書、所定の「住宅改修計画書」、必要経費の見積書

### 中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納 対象世帯：低・障・高

貸付限度額	513.6万円以内
償還期間	10年以内
添付書類	特例措置対象者該当通知書の写し、追納保険料納付書

### その他日常生活上一時的に必要な経費 対象世帯：低・障・高・生

貸付限度額	50万円以内
償還期間	3年以内
添付書類	必要経費の見積書等、福祉事務所の意見書等（生活保護世帯のみ）

### 生業費 対象世帯：低・障・生

貸付限度額	460万円以内（新規事業総経費の内2割の自己資金、継続事業総経費の内1割の自己資金が必要）
償還期間	20年以内
添付書類	他制度へ相談したことが分かる書類、所定の「事業計画書」、必要経費の見積書、許可証（営業許可書、資格証明、運転免許等、事業に必要な許可証）、契約書（請負契約書、店舗等の賃貸契約書等）、確定申告書一式（3期分）

※他方支援機関（公庫、商工会や県の起業、経営相談機関、中小企業診断士等）の相談を行ってください。

※現在、他の金融機関から融資を受けている場合や経営不振の場合は貸付対象外

※相談から審査決定するまで時間を要します。（半年程度かかる場合もあります）

※上記以外に必要なに応じて書類を求める場合があります。

※支払い証明として領収書を提出していただきます。ご提出がない場合は、一括償還の対象となります。



# 1-2. 福祉資金 緊急小口資金

## 対象となる世帯

### ●低所得世帯

緊急小口資金は連帯保証人・連帯借受人は不要です。

## 借入ケース例

- ①医療費または、介護費など、臨時の生活費が必要。
- ②火災等の被災によって生活費が必要なとき。
- ③年金、保険、公的給付等の支給開始までの生活費が必要なとき。
- ④会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき。
- ⑤公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき。
- ⑥その他これらと同等にやむを得ない事由で、緊急性・必要性が高いとき。



## 緊急小口資金のご利用にあたって

必要に応じて「生活困窮者自立支援制度」の自立相談支援機関の支援を受けていただきます。

貸付限度額：10万円以内 据置期間：貸付の日から2カ月以内 償還期間：12カ月以内 貸付利子：無利子（償還例）…元金100,000円 12月（12回）の場合 月額8,330円×11回 最終月額8,370円 計12回

## 必要な書類

内 容	書 類	対象者
緊急かつ一時的に生計の維持が困難になったことがわかる書類	請求書（医療機関の請求書、公共料金の請求書等）、盗難届、年金や公的給付等の支給開始時期がわかる書類、官公庁が発行する被災証明書 等	借入申込者
世帯の状況が明らかになる書類	世帯全員が記載されている住民票（本籍地記載）及び申込者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード【表面のみ】等の写し）	
世帯全員（成人）の所得がわかる書類	源泉徴収票、所得証明書（課税証明書）等 ※現在の収入が上記の書類と異なる場合は、直近の給与明細等 ※年金等の場合は、通知書の写しなど、年金額がわかる書類	
その他	・「振込口座通帳」の写し ・所定の「借用書」 ・所定の「世帯支出内訳書」 ・家賃が分かる書類	

※上記以外に必要なに応じて書類を求める場合があります。

よくある質問

### Q1. 生計中心者でないと借入れの申込みはできないのでしょうか。

A1. 世帯単位での貸付となりますので、原則生計中心者が借受人となります。  
（教育支援資金等は資金を活用する方が借受人となり、親御さん等、世帯の生計中心者が連帯借受人）

### Q2. 据置期間とは何ですか？

A2. 猶予期間のことを指します。この間は無利子となります。資金によって、据置期間が異なります。

### Q3. 償還期間とは何ですか？

A3. 償還とは、借入金の返済のことを指します。償還期間とは、借入金を返済する期間のことです。  
資金によっては指定できる償還期間が異なります。償還期間内に償還（返済）完了できない場合、延滞利息（遅延損害金）が発生します。

### Q4. 申込から貸付金が交付されるまで、どのくらいの期間要しますか？

A4. 貸付審査を行うため、おおよそ3週間～1カ月程度を要します。生業費は半年以上期間を要する場合があります。（資金の種類によります）

### Q5. 民生委員の関わりがないと利用することができませんか？

A5. 資金の借入にあたってはお住まいの地区の民生委員の調査書が必要となる場合があります。  
民生委員の支援を拒否した場合は利用することができません。地区の民生委員についてはお住まいの市町村社会福祉協議会に確認してください。

### Q6. ひとり親世帯ですが、利用することはできますか？

A6. 母子・父子・寡婦世帯の方は、母子父子寡婦福祉資金の対象となりますので、先に、お住まいの市町村役場にご相談ください。



## 2. 教育支援資金

### 対象となる世帯

- 低所得世帯
- 生活保護世帯

### 借入ケース例

- ① 高校・短大・大学・専門学校の修学費用を借りたい。
- ② 授業料、通学定期代が不足している。
- ③ 入学金、制服、カバン等の購入費が不足している。

教育支援資金には、【教育支援費】と【就学支度費】の2つがあります。

【教育支援費】 就学に必要な経費：授業料等の校納金、交通費等

【就学支度費】 入学に際しに必要な経費：入学金、入学時に納入する経費、制服等の購入費用



### 教育支援資金のご利用にあたって

日本学生支援機構（給付型奨学金、第一種奨学金）や母子父子寡婦福祉資金などの他の貸付制度の活用が優先されます。

### 資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率
教育支援資金	① 高等学校（専修学校高等課程を含む） 月額 35,000 円以内	卒業後 6 カ月以内	20 年以内 おおむね修学期間の 3 倍以内の年数 ※支援費と支度費の併用 した場合は、4 倍以内	無利子 (原則)
	② 高等専門学校 月額 60,000 円以内			
	③ 短期大学（専修学校専門課程含む） 月額 60,000 円以内			
	④ 大学 月額 65,000 円以内 ※特に必要と認められる場合に限り、貸付 限度額の 1.5 倍の額まで貸付可能です。			
就学支度費	50 万円以内			

〈教育支援費の計算方式〉 …… 必要貸付限度額月額 × 12 カ月 × 修学期間（年）

〈償還例〉 ……………… 高校 3 年間 元金 1,760,000 円（支度費 500,000 円 + 支援費 35,000 × 36 カ月）

10 年（120 回）償還の場合 月額 14,660 円

・ 大学 4 年間 元金 3,620,000 円（支度費 500,000 円 + 支援費 65,000 × 48 カ月）

15 年（180 回）償還の場合 月額 20,110 円

・ 日本学生支援機構の各種奨学金が入金されるまでのつなぎとして貸付する場合は、在学中に償還することが条件です。

※教育支援金は修学する方（資金を活用する方）が借受人となり、保護者等世帯の生計中心者が連帯借受人となります。

※連帯借受人がない場合は、連帯保証人が必要です。

※貸付中、借受人の在学証明書を提出していただきます。

※支払い証明として領収書を提出していただきます。ご提出がない場合は、一括償還の対象となります。

※貸付期間に関わらず在学中は在学確認を年 2 回行います。

### 必要な書類

内 容	書 類	対象者
世帯の状況が明らかになる書類	世帯全員が記載されている住民票（本籍地記載）及び申込者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード【表面のみ】等の写し）	借入申込者 連帯借受人 連帯保証人
借入申込者 世帯全員（成人）の所得がわかる 書類	源泉徴収票、所得証明書（課税証明書）等 ※現在の収入が上記の書類と異なる場合は、直近の給与明細等 ※年金等の場合は、通知書の写しなど、年金額がわかる書類	
障害者世帯	障害者手帳等の写し（特に必要な場合）福祉事務所長の意見書、市町村長の意見書	当該対象者
生活保護世帯	福祉事務所長の意見書	

#### ● 「教育支援費」に関する必要添付書類

- ・ 新入学の場合は「合格通知書」の写し、在学者については「在学証明書」
- ・ 授業料等の明細がわかる書類

#### ● 「就学支度費」に関する必要添付書類

- ・ 合格通知書または、入学許可証の写し
- ・ 経費の内訳がわかる書類

※上記以外に必要なに応じて書類を求められる場合があります。



# 3. 総合支援資金

## 対象となる世帯

### 低所得世帯

※失業等により生活に困窮していること。前年に所得があったために課税世帯であっても、現に非課税世帯程度の収入しかないと認められる場合も含まれます。

## 借入ケース例

- ①失業等により、世帯の生活の維持ができなくなった。
- ②就職するまでの当面の間の生活資金が足りない。
- ③公共料金を滞納しており、住居の退去を求められたり、電話・ガス・水道が止められるおそれがある。
- ④住宅の賃貸契約の費用が不足している。

※失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付等を受けている場合は対象となりません。



## 総合支援資金のご利用にあたって

原則として「生活困窮者自立支援制度」の自立相談支援機関の支援を受けていただきます。

## 資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率
生活支援費 生活再建までの間に必要な生活費用。	(2人以上) 月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内 ※貸付期限は原則として3カ月とし、最長 12 カ月まで延長可	最終貸付日から6カ月以内	10 年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・連帯保証人を立てる場合は無利率</li> <li>・連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年 1.5%</li> </ul>
住宅入居費 敷金、礼金等の住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用。	40 万円以内	貸付日(生活支援費と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)からの6カ月以内		
一時生活再建費 生活を再建するために一時的必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用。	60 万円以内			

## 必要な書類

内 容	書 類	対象者
世帯の状況が明らかになる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑世帯全員が記載されている住民票(本籍地・筆頭者記載)及び申込者本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード【表面のみ】)</li> <li>☑求職活動等自立に向けた取組についての計画書(自立計画書)(自立相談支援機関のインテーク・アセスメントシートの写し代替可)</li> </ul>	借入申込者
世帯の所得がわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑世帯全員(成人している)の源泉徴収票、所得証明書等</li> <li>☑借入申込者の過去分と直近の給与明細等</li> </ul>	
失業等給付の状況がわかる書類	☑雇用保険受給資格者証または離職票	
公的給付または公的な貸付制度を利用・申請している場合、その状況がわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑該当する公的制度の決定通知書または申請書写し等</li> <li>☑所定の「求職申込・雇用施策利用状況確認票」</li> </ul>	
申込者の個人情報を必要な範囲で関係機関に提供することの同意書等	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑所定の「借入申込みにあたっての同意書」</li> <li>☑所定の「個人情報の取扱いについて」</li> </ul>	
連帯保証人について	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑世帯全員が記載されている住民票(本籍地・筆頭者記載)及び申込者本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード【表面のみ】)</li> <li>☑連帯保証人の源泉徴収票、所得証明書等</li> </ul>	連帯保証人

## 住居入居費に関する添付書類

内 容	書 類
入居予定住宅に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>☑入居予定住宅の不動産賃貸契約書の写し及び見積書</li> <li>☑住宅確保給付金申請時に不動産業者等から交付される「入居住宅状況通知書」の写し</li> <li>☑住宅確保給付金申請時に実施主体から交付される「支給対象者証明書」の写し</li> </ul>

※上記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。

※ご相談の際、借入申込者のご家族などとも面談させていただく場合があります。

※支払い証明として領収書を提出していただきます。ご提出がない場合は、一括償還の対象となります。



# 4-1. 不動産担保型 生活資金

## 対象となる世帯

- **高齢者世帯** … 65歳以上で配偶者または借入申込者もしくは配偶者の親以外の同居人がいない世帯  
市町村民税非課税世帯または市町村民税均等割課税世帯
- **連帯保証人** … 必要 ※推定相続人の中から選任



## 資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	貸付利率
不動産担保型生活資金	月額 30 万円以内 ただし、生計を維持するために必要最少額（現在居住している土地評価額の 7 割程度まで） ※土地評価額 1,500 万円以上があることが条件	借受人の死亡時までの期間または貸付元利金が貸付限度額に達するまで	契約の終了後 3 カ月以内	据置期間終了時一括償還	年 3% または毎年 4 月 1 日時点の長期プライムレートのいずれの低い利率

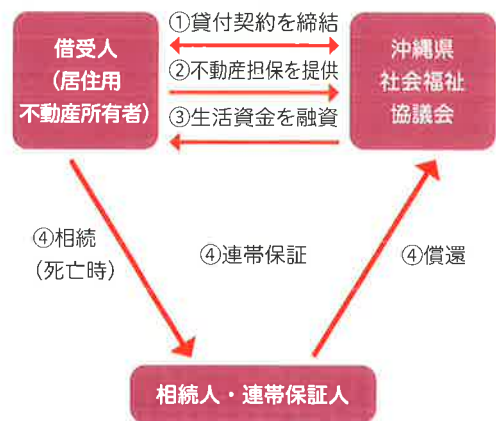
## 必要な書類

内 容	書 類	対象者
世帯の状況が明らかになる書類	● 戸籍謄本 ● 世帯全員が記載されている住民票（住民票謄本）	借入申込者
世帯の資力が明らかになる書類	世帯全員の市町村民税非課税証明もしくは市町村民税均等割課税証明書	
担保となる土地の状況が明らかになる書類	● 土地および建物の登記簿謄本 ● 土地の公図、位置図 ● 土地および建物の固定資産課税台帳または固定資産評価額証明書 ※その他、土地の地構図、測量図、建物図面等を持っている場合は、用意が必要となります。	
推定相続人の意向を確認する書類	推定相続人の同意書	推定相続人

※上記以外に必要なに応じて書類を求める場合があります。

## 貸付の仕組み

- ア 借受人と沖縄県社会福祉協議会（県社協）が貸付契約を締結します。
- イ 不動産を担保として、県社協から借受人に生活資金を融資します。  
※担保となる不動産には、「根抵当権の設定登記」を行います。
- ウ 借受人（不動産所有者）の推定相続人のうち一人以上を連帯保証人に設定します。
- エ 借受人が死亡した場合等に貸付契約は終了し、借受人の相続人または連帯保証人が貸付金および利息を償還します。  
(注1) 貸付限度額に達していない場合は、配偶者が承継することができます。  
(注2) 償還は、相続人や連帯保証人の自己資力によるほか、不動産を売却して売却益から償還する場合があります。  
(注3) 貸付申請から初回送金まで、3カ月程度を目安としています。  
※事情により3カ月以上の場合あり。



### Q1. 担保となる居住用不動産としてマンションは対象となりますか。

A1. なりません。また、借家や建物だけの所有（土地は借地）の場合も貸付対象外です。耕作地や遊休地、他人に貸している不動産等は担保として認められないことから貸付対象とはなりません。

### Q2. 固定資産税評価額が 1,500 万円以上の場合でも不動産評価は必要ですか。

A2. 必要です。貸付申込をする場合は、不動産鑑定士による評価を実施することが必須です。その場合は貸付の可否にかかわらず、鑑定費用は借入申込者に負担していただくこととなります。

よくある質問



## 4-2. 不動産担保型 生活資金 [要保護世帯向け]

### 対象となる世帯

- 生活保護世帯 …… 65 歳以上の世帯（配偶者含む）  
（高齢者世帯のみ） 同居人がいる場合でも可。（ただし、配偶者以外の承継は不可）
- 生活保護世帯 …… 福祉事務所で貸付が適正と判断された世帯
- 連帯保証人 …… 不要



### 資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期限	貸付利息
要保護世帯向け 不動産担保型 生活資金	月額福祉事務所が設定 (生活扶助額の1.5倍以内) 居住用不動産の評価額の7割 程度(集合住宅は5割) ※居住用不動産の評価額が 500万円以上あることが条件	借受人の死亡時までの期間 または貸付元利金が貸付限 度額に達するまでの期間 ※貸付限度額に達した以降 は生活保護を受けられます。	契約の終了後 3カ月以内	据置期間終了時 一括償還	年3% または毎年4月 1日時点の長期 プライムレート のいずれかの低 い利率

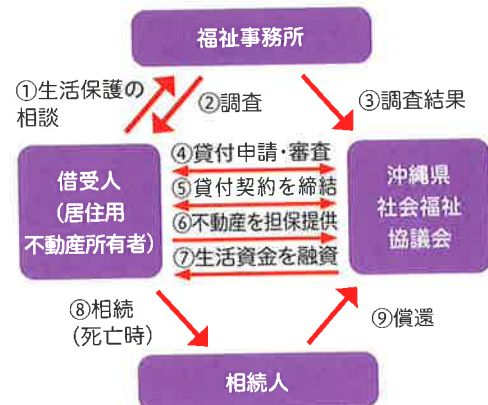
### 必要な書類

内 容	書 類	対象者
世帯の状況が明らかになる書類	● 戸籍謄本 ● 世帯全員が記載されている住民票（住民票謄本）	借入申込者
世帯の資力が明らかになる書類	世帯全員の市町村民税非課税証明もしくは市町村税均等割課税証明書	
担保となる土地の状況が明らかになる書類	● 土地および建物の登記簿謄本 ● 土地の公図、位置図 ● 土地および建物の固定資産課税台帳または固定資産評価額証明書 ※その他、土地の地構図、測量図、建物図面等を持っている場合は、用意が必要となります。	推定相続人
推定相続人の意向を確認する書類	推定相続人の同意書	

※上記以外に必要なに応じて書類を求める場合があります。

### 貸付の仕組み

- ア 福祉事務所の調査を経て、沖縄県社会福祉協議会（県社協）で審査のうえ、借受人と貸付契約を締結します。
- イ 不動産を担保として、県社協から借受人に生活資金を融資します。  
※担保となる不動産には、「根抵当権の設定登記」を行います。
- ウ 契約には借受人（不動産所有者）の推定相続人の同意が必要となります。
- エ 借受人が死亡した場合等に貸付契約は終了し、借受人の相続人が貸付金および利息を償還します。
- （注1）償還は、相続人や連帯保証人の自己資力によるほか、不動産を売却して売却益から償還する場合もあります。
- （注2）貸付申請から初回送金まで、3カ月程度を目安としています。  
※事情により3カ月以上の場合あり。



#### Q1. 既に抵当権が設定されている不動産は、貸付対象となりますか？

A1. 貸付対象となりません。すでに抵当権が設定されている不動産は、本貸付けの趣旨を全うできないおそれが高く、貸付対象としておりません。借入申込をする場合は、貸付対象とした不動産の担保権は必ず解除されていなければなりません。※ 4-1 の不動産担保型生活資金の場合も同じです。

#### Q2. 貸付限度額到達後、すぐに転居が必要ですか？

A2. 貸付限度額まで達した後も、契約終了（借受人の死亡）するまでは住み続けることができます。但し、契約終了後、配偶者以外は住み続けることはできません。



## 5. 臨時特例つなぎ資金

失業などに伴って既に住居を失い、その後の生活維持が困難な離職者に対して、その状況に応じて失業給付、住居確保給付金、生活保護等の公的な給付または公的な貸付による支援制度があります。しかし、こうした公的な給付・貸付などは、申請から資金の交付まで、若干の時間を要するため、その間の生活に困窮することがないように、当面の生活費として貸付ける資金。

### 対象となる世帯

- 低所得世帯 … ①原則、お住いの地域の生活困窮者自立支援制度実施機関における自立支援プランの作成に向けた相談が必要です。  
②失業等給付、職業訓練受給給付金（求職者支援制度）、短期訓練給付金、住宅確保給付金等の公的給付または公的な貸付の申請が受理されていて、かつその給付・貸付などの開始までの生活に困窮している場合
- 連帯保証人 … 不要

### 資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	貸付期間	償還期限	貸付利子
臨時特例つなぎ資金	10万円以内	なし (公的給付・貸付の交付を受けたときから1カ月以内)	12カ月以内	無利子

### 必要な書類

内 容	対象者	書 類
公的給付・公的貸付を受けたことがわかる書類	借入申込者	公的給付制度または公的貸付制度の交付または申請が受理されていることを証明する書類
世帯の状況が明らかになる書類		世帯全員が記載されている住民票（本籍地記載）及び申込者の本人確認書類（運転免許証やマイナンバーカード【表面のみ】等の写し）
世帯全員（成人）の所得がわかる書類		源泉徴収票、所得証明書（課税証明書）等 ※現在の収入が上記の書類と異なる場合は、直近の給与明細等 ※年金等の場合は、通知書の写しなど、年金額がわかる書類
その他		・「振込口座通帳」の写し      ・所定の「世帯支出内訳書」 ・所定の「借用書」

※上記以外に必要なに応じて書類を求める場合があります。

## MEMO



## 6. 償還(返済)について

不動産担保型生活資金(要保護世帯向けを含む)の償還については、契約時に交付する契約証書のとおりになります。

### 1. 償還方法

本制度は、償還された資金を新たな貸付の原資として活用することで多くの方が利用できる仕組みとなっています。借受人の皆さまは、この点をご理解いただき、計画的な返済をしてください。

- ① **償還(返済)方法は、原則口座振替となります。**
- ② 口座振替日は、毎月20日です。(銀行休業日の場合は翌営業日)
- ③ 残高不足などで口座振替ができなかった場合、後日郵送する「払込取扱票」でお支払ください。(各銀行窓口での支払いとなります。コンビニでは支払いはできません)
- ④ 生活保護世帯の生活必需品購入に関する貸付金は、福祉事務所による代理納付が原則となります。

### 2. 繰上償還

償還金は、計画より早く繰り上げて償還することができます。繰上償還には一定の条件があり、申請書の提出が必要です。希望される場合は市町村社協でご相談ください。

### 3. 償還についてのお知らせ

県社協より、下記のお知らせを郵送します。

- ・ 償還開始のお知らせ
- ・ 残額のお知らせ(年2回)
- ・ 滞納者に対する償還督促
- ・ 最終償還期限到来のお知らせ
- ・ 償還完了のお知らせ

### 4. 変更があったときの届出【厳守事項】

借受人、連帯借受人、連帯保証人に次の事情が生じたときは、必ず市町村社協に届出をしてください。

- ① 住所、連絡先等を変更したとき
- ② 改名、改姓をしたとき
- ③ 死亡または所在不明になったとき
- ④ 就学にかかる資金を借入後、学校を休学・留年・退学したとき
- ⑤ 天災、火災その他重大な災害を受けたとき

### 5. 延滞利子

最終償還期限日までに償還金を支払わなかったときは、その翌日から延滞元金に対し年3%の率で延滞利子がつきます。

### 6. 貸付金の一括償還

次のような場合は、一括償還を求めることがあります。

- ① 貸付金を他に流用したとき
- ② 虚偽・不正な手段で貸付を受けたとき
- ③ 故意に貸付金の償還を怠ったとき
- ④ 目的に達しなかったとき(教育資金や福祉費(技能習得費)の借受人が退学等)
- ⑤ その他

償還(ご返済)が困難なとき

失業や減収、病気、災害等のやむを得ない理由で返済が困難となったときは、市町村社協までご相談ください。

～ご相談・お問い合わせは、お住いの市町村社会福祉協議会(社協)まで～

市町村社協	住所	電話番号
名護市社協	港 2-1-1 市民会館内福祉センター	0980-53-4142
うるま市社協	安慶名 1-8-1 市健康福祉センターうるみん内	098-973-5459
沖縄市社協	住吉 1-14-29 市社会福祉センター内	098-937-3385
宜野湾市社協	赤道 2-7-1 市社会福祉センター内	098-892-6525
浦添市社協	仲間 1-10-7 市社会福祉センター内	098-870-1333
那覇市社協	金城 3-5-4 市総合福祉センター内	098-857-7766
豊見城市社協	字平良 467-4 市社会福祉センター内	098-856-2782
南城市社協	佐敷字新里 1870 番地 南城市役所内	098-917-5697
糸満市社協	字真栄里 857 市社会福祉センター内	098-994-0563
宮古島市社協	平良字下里 442	0980-72-3193
石垣市社協	字登野城 1357-1 市健康福祉センター内	0980-84-2211
国頭村社協	字辺士名 1709 村老人福祉センター内	0980-41-5231
大宜味村社協	字喜如嘉 320	0980-44-3800
東村社協	字平良 804 村保健福祉センター内	0980-43-2544
今帰仁村社協	字天底 62 社会福祉会館内	0980-56-4742
本部町社協	字大浜 881-4 町地域福祉センター内	0980-47-6655
恩納村社協	字恩納 6302 村総合保健福祉センター内	098-966-1193
宜野座村社協	字惣慶 1898 村地域福祉センター内	098-968-8979
金武町社協	字金武 1842 1F 町総合保健福祉センター内	098-968-3310
伊江村社協	字川平 364-1 村福祉センター内	0980-49-5104
伊是名村社協	字仲田 1163	0980-45-2292

市町村社協	住所	電話番号
伊平屋村社協	字我喜屋 300 村高齢者生活福祉センター内	0980-46-2477
読谷村社協	字座喜味 2975 村総合福祉センター内	098-958-2939
嘉手納町社協	字水釜 447-1 町総合福祉センター内	098-956-1177
北谷町社協	字吉原 26-6	098-936-2940
北中城村社協	字仲順 451 村総合社会福祉センター内	098-935-4520
中城村社協	字安里 187-1 吉の浦会館内	098-895-4081
西原町社協	字与那城 135 町社会福祉センター内	098-945-3651
八重瀬町社協	字東風平 1318-1 町社会福祉会館内	098-998-4000
与那原町社協	字上与那原 16-2 町社会福祉センター内	098-945-3016
南風原町社協	字宮平 697-10 町総合保健福祉防災センター内	098-889-6270
久米島町社協	字儀間 5	098-851-8335
渡嘉敷村社協	字渡嘉敷 747 村高齢者生活福祉センター内	098-987-3271
座間味村社協	字座間味 109	098-987-2084
粟国村社協	字東 1088	098-988-2045
渡名喜村社協	字渡名喜 1935 村多目的拠点施設内	098-989-2113
南大東村社協	字南 144-1 村高齢者生活福祉センター内	09802-2-2226
北大東村社協	字中野 207-2 村複合型福祉施設内	09802-3-6088
多良間村社協	字仲筋 160 村高齢者生活福祉センター内	0980-79-2679
竹富町社協	石垣市美崎町 11-1 2F	0980-84-3302
与那国町社協	字与那国 255 町保健センター内	0980-87-2471

社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会(民生部)

〒903-8603 那覇市首里石嶺町 4 丁目 373-1

電話:098-887-2000 FAX:098-887-2024